**【給料債権及び退職金債権－民間会社用】**

差　押　債　権　目　録

　金　　　　　　　　　　円

債務者（　　　　　　勤務）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

　なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

**【給料債権及び退職金債権（役員報酬併存型）】**

差　押　債　権　目　録

　金　　　　　　　　　　円

債務者（　　　　　　　勤務）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

３　役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬及び賞与から１と同じ税金等を控除した残額

４　上記１ないし３により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，

1. 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１

②　役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

にして１ないし３と合計して頭書金額に満つるまで

なお，支払期が同日となる最終回分については，上記記載の順序による。

**【役員報酬債権及び役員退職慰労金債権】**

差　押　債　権　目　録

　金　　　　　　　　　　円

１　債務者（　　　　勤務）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する役員報酬及び役員としての賞与から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額にして，頭書金額に満つるまで

２　上記１により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額にして，上記１と合計して頭書金額に満つるまで

**【給料債権及び退職金債権（給料支払形態不明型）】**

差　押　債　権　目　録

　金　　　　　　　　　　円

　ただし，債務者（　　　　勤務）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する給料債権（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）及び継続的に支払を受ける労務報酬債権（日給，週給，歩合手当，割増金）並びに賞与債権（夏季，冬季，期末，勤勉手当）の額から所得税，住民税及び社会保険料を差し引いた残額の２分の１（ただし，給料債権及び継続的に支払を受ける労務報酬債権から上記と同じ税金等を控除した残額の２分の１に相当する額が，下記一覧表記載の支払期の別に応じ，同記載の政令で定める額を超えるときは，その残額から政令で定める額を控除した金額。また，賞与債権については，上記税金等を控除した残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）にして頭書金額に満つるまで。

　なお，前記により弁済しないうちに退職したときは，退職金債権から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，前記による金額と合計して頭書金額に満つるまで。

一　覧　表

|  |  |
| --- | --- |
| 支払期 | 政令で定める額 |
| 毎月 | ３３０，０００円 |
| 毎半月 | １６５，０００円 |
| 毎旬 | １１０，０００円 |
| 月の整数倍の期間ごと | ３３０，０００円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額 |
| 毎日 | １１，０００円 |
| その他の期間 | １１，０００円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額 |

**【俸給債権及び退職金債権－公務員用】**

差　押　債　権　目　録

　金　　　　　　　　　　円

　債務者（　　　　　　　　勤務）が，第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

記

１　俸給・給料及び諸手当（ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　期末手当，勤勉手当（その他の賞与の性質を有するものを含む。）から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

　なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで